

鶴岡市地域福祉計画

つるおか地域福祉プラン2020

(案)

令和3年〇月

鶴岡市健康福祉部

目 次

第1章 つるおか地域福祉プラン2020の策定にあたって

1. つるおか地域福祉プラン2020策定の背景と経過・・・・・・・・・・1
2. つるおか地域福祉プラン2020の位置づけと性格・・・・・・・・・・3
3. つるおか地域福祉プラン2020の基本理念・・・・・・・・・・8
4. 基本方針・・・・・・・・・・9
5. 計画期間・・・・・・・・・・9
6. 計画の進行管理・・・・・・・・・・9
7. 計画の体系・・・・・・・・・・10

第2章 重点課題と施策の方針

1. 身近な地域単位における全世代全対象型の包括的支援の仕組みづくり・11
2. 全世代全対象型の地域包括ケア推進の基盤整備・・・・・・・・・・16
3. 住民主体による地域の特性を活かした支え合いの推進・・・・・・・・・・20
4. こころとからだの健康増進・介護予防活動の推進・・・・・・・・・・25
5. 子どもと若者の成長と参加を応援するまちづくり・・・・・・・・・・29
6. 地域で安心して暮らし続けるための支援体制の整備・・・・・・・・・・34
7. 地域資源を活かした地域の活性化を図る施策の展開・・・・・・・・・・38
8. 災害・犯罪に強い安心して住めるまちづくり・・・・・・・・・・40
9. 地域全体で心の通い合う地域医療の実現・・・・・・・・・・44

第3章 鶴岡市における地域福祉をめぐる現状・・・・・・・・・・(P)

1. 鶴岡市の統計概要
2. ヒアリング、各種アンケート、訪問聴き取り調査のまとめ

*用語説明 (P)

第1章 つるおか地域福祉プラン2020の策定にあたって

1. つるおか地域福祉プラン2020策定の背景と経過

－地域共生社会の実現に向けた全世代全対象型の 包括的支援体制の必要性－

- 日本の人口は、平成20(2008)年をピークに減少に転じ、今後、その減少の幅は大きくなると見込まれています。地方における人口減少は、地域の持続可能性に深刻な危機をもたらしています。
- また、日本の高齢化率は、令和元(2019)年に28%を超え、5年後の令和7(2025)年には30%を超えることが予測されています。また、最も人口が多いいわゆる団塊の世代は、すでに70歳以上となっており、5年後には、すべてが75歳以上となります。
- 本市では、平成26(2014)年に高齢化率は30%を超え、令和2(2020)年3月末現在では、34.8%と超高齢化が進んでおり、そのうち、65～74歳の前期高齢者の割合が、16.1%、75歳以上の後期高齢者の割合が、18.7%と後期高齢者人口の方が多くなっています。人口は、令和2年3月末現在で、124,697人となっており、総人口、年少人口(14歳以下)及び生産年齢人口(15～64歳)が年々減少しています。
- 平成17(2005)年10月に、旧鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の6市町村が合併し、人口14万2千人余りの新鶴岡市が誕生して15年を迎えました。平成21(2009)年1月には、平成30(2018)年度までの10年間を期間とする「鶴岡市総合計画～生命いきいき文化都市創造プラン～」が策定され、平成31(2019)年3月には、新たなまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針として、令和10(2028)年度までを計画期間とする第2次鶴岡市総合計画が策定されました。
- 本市の地域福祉計画は、合併後の平成19(2007)年3月に、新鶴岡市における地域特性を踏まえた「つるおか地域福祉ビジョン06－新鶴岡市の地域福祉推進のための提言－」を策定しています。この「つるおか地域福祉ビジョン06」は、合併前に旧鶴岡市で策定していた「鶴岡地域福祉プラン」を基に、藤島、羽黒、櫛引、朝日、温海地域の町内会・自治会51ヶ所で実施した住民座談会

「車座トーク」から寄せられた2,364件の意見を反映し策定しています。

- 本ビジョンを基に、合併後の平成23(2011)年3月には、「つるおか地域福祉プラン2010」を策定し、各地域の特性を活かした地域福祉の推進を図ってまいりました。さらに、平成28(2016)年3月には、「つるおか地域福祉プラン2015」を策定しています。この計画では、少子・超高齢化や人口減少が進む中、複合的な課題を抱えた家族に対して、ワンストップで相談に応じ、調整する総合的な初期相談支援体制の設置、また5層のエリアによる福祉コミュニティの構築を推進することを目的として策定しました。
- 平成28(2016)年に、厚生労働省は、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域・暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を掲げています。ここで言う「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことで、その後、この地域共生社会の実現に向け、社会福祉法等の改正や制度の改正などが行われています。
- 今回の「つるおか地域福祉プラン2020」は、これまでの地域福祉プランによる取り組みを継承しつつ、近年の本市における地域の環境変化や生活課題の特徴を踏まえつつ、地域福祉に関する新たな政策の動向を反映した内容となっています。
- 令和2(2020)年に入り、日本を含め全世界に蔓延した新型コロナウイルス感染症は、人と人が接触する機会を奪うとともに、経済や社会などのあり方に大きな影響を与えています。感染症の収束がまだ見通せない状況の中で、今後の地域福祉のあり方を明確に示すことは非常に困難な状況にあります。しかし、このような災厄の影響を減少し、地域住民の安全と安心な暮らしを維持していくためにも、withコロナ、afterコロナ時代における地域福祉を模索し推進していくことが求められています。
- 本計画の策定に当たり、これまで計画策定の際に行っていた住民座談会の開催が困難な中、町内会・単位自治組織会長への地域の生活課題等に関するアンケート調査、民生委員・児童委員へのコロナ禍等に関する活動や地域の生活課題に関するアンケート調査、さらに、児童、障害者、高齢者、生活困窮者等に

相談対応している福祉専門職へのオンラインによるヒアリングや複合的な課題のある人や世帯への対応に関するアンケート調査を実施しました。

- 本計画は、これらのアンケート調査の結果も踏まえ、本市における近年と将来の地域福祉に関する課題に対応するために策定されています。そして、「つるおか地域福祉プラン 2015」において示した施策の方向性をさらに継承・発展させ、地域共生社会の実現に向けた全世代全対象型の包括的な支援体制の構築を目指し、各地域の特性を活かしながら、今後の地域社会の変化に対応していく本市の地域福祉のあり方を示しています。

2. つるおか地域福祉プラン2020の位置づけと性格

(1) 法的位置づけ

- 本計画は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画です。

社会福祉法(昭和26年法律第45号) (抄)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

- 平成 29（2017）年に、複雑・複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指し、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法が改正されました。
- この改正社会福祉法では、地域福祉の推進の理念が明確化され、その方法として、地域住民や福祉関係者は、本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決が図られることを目指す旨が明記されました。
- そして、市町村は、この理念を実現するため、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備、住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。
- さらに、市町村は地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、高齢者、障害者、児童その他の福祉分野において共通して取り組むべき事項を定める上位計画として位置づけられました。
- 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、下記の内容が示されています。
 - ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
 - イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
 - エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
 - オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
 - カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
 - キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項（社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合）
- ⑥ その他

（２） 整合性を図る計画

○第 2 次鶴岡市総合計画では、「めざす都市像」を次のとおり設定し、その実現に取り組むこととされています。

—めざす都市像—

「ほんとうの豊かさを追求する みんなが暮らしやすい

創造と伝統のまち 鶴岡」

また、「めざす都市像」の実現に向けて、本市がこれから取るべき「まちづく

りの基本方針」を次のように掲げています。

- ・創造と伝統の力で、地域の個性を磨き、資源を活かして、まちの魅力を高めます。
- ・市民・企業、行政が力を合わせて、人口減少社会に向き合い、みんなの命が輝くまちを築きます。
- ・資源の循環と人や文化の交流を促進し、持続的で多様性のあるまちを創ります。

さらに、市民に一層親しみをもっていただくため、次の言葉をキャッチフレーズとしています。

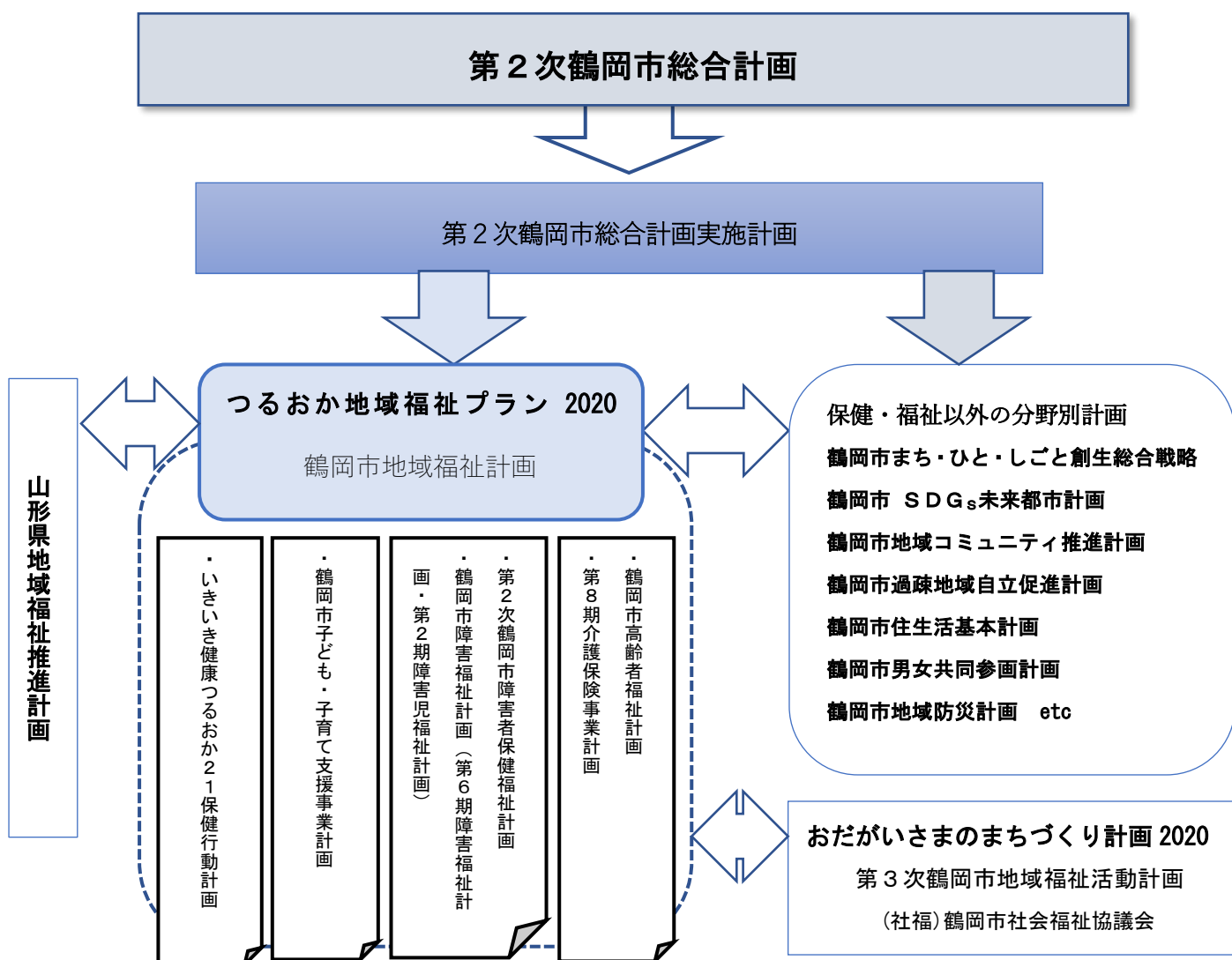
『毎日、おいしい。ここで、暮らしたい』

○第2次鶴岡市総合計画の基本計画の推進に当たり、個々の施策を単独で推進することだけでは解決することの難しい中長期的な課題や、部署横断で取り組むことで本市の持つ強みや特性がより発揮され、相乗的な効果が期待される主な取組を「未来創造のプロジェクト」として設定しました。



○令和2（2020）年3月には、第2次鶴岡市総合計画の基本構想及び基本計画を推進するため、向こう3年間に実施すべき主な取組を示した「第2次鶴岡市総合計画実施計画」が策定されました。

○この「つるおか地域福祉プラン 2020」は、第2次鶴岡市総合計画、第2次鶴岡市総合計画実施計画に基づくとともに、関連する保健・福祉の計画を内包し、地域福祉の理念から次のような特徴と意義を持ち、住民の暮らしをめぐる新たな時代の課題に対応するための計画という性格を持ちます。



—特徴と意義—

- ① 福祉問題の複雑・複合化に対応したエリア単位による全世代全対象型の包括的相談・支援体制の重層的な整備を図る。
- ② 住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する“地域包括ケア”を高齢者に限らず、幅広く対象とする。
- ③ 行政と住民自治組織、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、各種事業所など民間団体が地域福祉のために協力するパートナーシップの構築を進める。
- ④ 住民の福祉意識を啓発し、住民主体による地域の特性を活かした支え合いの仕組みづくりを拡充する。
- ⑤ 住民一人一人が、自らのこころとからだの健康づくりに取り組み、孤立しない・させない地域づくりを促進する。
- ⑥ 人口減少、少子高齢社会、コロナ禍に対応したまち・ひと・しごと創生につながる福祉で共生のまちづくりを進める。
- ⑦ 地域医療について、荘内病院を中核として、在宅医療との連携を強め、住民参加のもと、市民への理解と普及を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう取組を進める。

(3) 地域福祉活動計画との連携

○本計画と住民の活動、行動のあり方を定めた鶴岡市社会福祉協議会が策定する第3次鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画2020」は、本市が目指す地域福祉推進の方向性をお互いに共有し、連携を図りながら計画の着実な推進を図ります。

3. つるおか地域福祉プラン2020の基本理念

子どもや若者から高齢者、障害者など鶴岡市民が、誰一人取り残されることなく、地域において安心して健やかに暮らし続けられるまちづくりをめざし、つるおか地域福祉プランの理念を次のものとします。

— つるおか地域福祉プラン2020の基本理念 —

「安心すこやか 福祉で共生のまちづくり 鶴岡」

～誰一人取り残されることなく、健やかに暮らし続けられる共生のまちづくりを推進します～

4. 基本方針

基本理念に基づき、次の9つの基本的な方針に立って、鶴岡市における地域福祉を推進します。

- ① 身近な地域単位における全世代全対象型の包括的支援の仕組みづくり
- ② 全世代全対象型の地域包括ケアの基盤整備
- ③ 住民主体による地域の特性を活かした支え合いの推進
- ④ こころとからだの健康増進・介護予防活動の推進
- ⑤ 子どもと若者の成長と参加を応援するまちづくり
- ⑥ 地域で安心して暮らし続けるための支援体制の整備
- ⑦ 地域資源を活かした地域の活性化を図る施策の展開
- ⑧ 災害・犯罪に強い安心して住めるまちづくり
- ⑨ 地域全体で心の通い合う地域医療の実現

5. 計画期間

つるおか地域福祉プラン2020に関する内容の実施期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

6. 計画の進行管理

本計画は、健康福祉部が関係する各部署や関係機関・団体と協議し、関係する各計画における進行管理とあわせて、進行の管理を行うものとします。

そして、計画の中間年にその進行状況の点検を行い、その後の進行に反映するものとします。なお、社会経済状況の変化など環境変化を踏まえ、必要な場合はこれにかかわらず機動的に適切な見直しを行います。

7. 計画の体系

(別表挿入)

7. 計画の体系

基本理念	基本方針	重点課題	施策の方針
安心 す こ や か	1. 身近な地域単位における全世代全対象型の包括的支援の仕組みづくり	複雑・複合的な課題を抱える個人・世帯等への包括的な支援の推進	(1) 重層的な支援体制の整備促進 (2) (仮称)地域福祉ワーカーの配置による課題の早期発見・早期対応の促進 (3) 関係機関・団体、庁内の部署横断的な連携による取組の推進
	2. 全世代全対象型の地域包括ケアの基盤整備	全世代全対象型の地域包括ケアを推進するための基盤整備、人材育成・確保、財源の創出とデジタル化等の推進	(1) 地域共生社会の実現に向けた理念の明文化と推進体制の整備 (2) 企画・調整機能の強化 (3) 支援に携わる専門的人材の育成・確保 (4) 全世代全対象型の地域包括ケアの推進取組への支援 (5) 保健福祉サービスにおけるデジタル化や産業技術の活用の推進 (6) 共生型サービス等の分野横断的な支援の推進
福祉 で 共 生 の ま ち づ く り	3. 住民主体による地域の特性を活かした支え合いの推進	住民主体による地域支え合い活動の推進と条件整備	(1) 住民主体による地域支え合い活動の拡充 (2) 小地域における住民主体による支え合い活動の推進 (3) 地域コミュニティの持続可能性を高める活動への支援 (4) 担い手及び地域リーダーの発掘、育成・活動支援 (5) 地域課題の解決に向けた外部人材の活用 (6) 多様な主体が行う福祉活動等の推進
	4. こころとからだの健康増進・介護予防活動の推進	住民主体による健康増進・介護予防活動の推進	(1) with コロナ after コロナにおける健康増進・介護予防活動の推進 (2) 認知症への理解と予防の推進 (3) こころの健康づくりの拡大と自殺予防対策の推進 (4) 生活習慣病予防と健康づくり活動の啓発・推進
鶴 岡	5. 子どもと若者の成長と参加を応援するまちづくり	子どもと若者の健やかな成長と参加を応援する施策の推進	(1) 生涯にわたり福祉の心をはぐくむ機会づくり (2) 子ども・子育てや若者に関する相談・支援の拡充 (3) 発達障害児・者への相談・支援機能の拡充 (4) 子ども・若者のまちづくりへの参加と地元定着の促進
	6. 地域で安心して暮らし続けるための支援体制の整備	地域で安心して暮らし続けることができるための権利擁護サービス等の拡充	(1) 身寄りのない住民、家族支援が期待できない住民を支援する事業の開発支援 (2) 障害者差別解消への啓発と取組 (3) 虐待や家庭内暴力等の予防と啓発の推進 (4) L G B T などの性的少数者への理解と啓発の促進 (5) 居住に課題を抱える住民への横断的な支援

7. 地域資源を活かした地域の活性化を図る施策の展開	地域の活性化に結び付けた施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> (1) 雇用対策と本人の状況に応じた就労支援の推進 (2) 高等教育・研究機関の研究成果を活用した産業振興の促進
8. 災害・犯罪に強い安心して住めるまちづくり	地域の災害リスクに応じた地域防災力の向上と防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の災害リスクに応じた地域防災力の向上 (2) 住民組織と関係機関の協働による避難行動要支援者支援計画個別計画等の作成の推進 (3) 住民組織と関係機関の協働による防犯活動の強化 (4) 犯罪を犯した者等への社会復帰支援の推進
9. 地域全体で心の通い合う地域医療の実現	地域医療を取り巻く環境の変化への対応力の向上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域医療の市民への理解と普及 (2) 医療・介護・福祉連携の推進による地域包括ケアの拡充 (3) 看護師などの医療従事者や介護人材の確保と養成 (4) 在宅医療の推進 (5) 在宅での看取りに関する啓発と体制づくり

第2章 重点課題と施策の方針

基本方針1. 身近な地域単位における全世代全対象型の包括的支援の仕組みづくり

【重点課題】複雑・複合的な課題を抱える個人・世帯等への包括的な支援の推進

- 人口構造・社会構造の急速な変化に伴い、市民が生活していく中で抱える課題は複雑化・複合化しており、明確な基準に基づき対象者を選定し、分野ごとにきめ細かく構築された福祉サービスの枠では十分な対応が困難になってきています。こうした状況への対応として、分野横断的な取組が広がっており、福祉の領域と関連領域とのつながりは強まっています。
- 本市では、高齢者の介護や子育て、障害者やひきこもり者などに関する複合的な課題を抱えた家族に対して、気軽にワンストップでの相談・支援に当たる地域保健福祉センターの体制を、羽黒地域、朝日地域、温海地域で整備しています。また、櫛引地域は、地域包括支援センター、社会福祉協議会の福祉センターが、櫛引庁舎の建物と隣接し、複合的な課題に各部署が連携して取り組んでいます。
- 令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年度から市町村の任意事業として施行されます。
- 本計画の策定に当たって実施した、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者領域等において相談・支援を担当している専門職へのアンケート調査では、「課題を抱える人が複数人存在する世帯」について、「かなり多い」が2.4%、「ある程度いる」が48.8%と合わせて51.2%となっています。また、「相談者本人が複数の課題を抱えているケース」について、「かなり多い」が4.1%、「ある程度いる」が52.9%と合わせて57.0%となっています。アンケート調査では、具体的な事例の状況についてもあげられていますが、例えば、困窮し支援が必要な状態にもかかわらず、サービスを拒否する事例など、かなり問題が深刻化している例も多くあげられています。

- さらに、複合的な課題に対応するための分野横断的な会議の開催について、約6割は開催できていますが、「あまりできていない」が33.1%、「まったくできていない」が9.1%となっています。また、複合的な課題に対応するための多機関・多職種による連携・協働については、約7割ができていると回答しており、「あまりできていない」が27.7%、「まったくできていない」が3.2%となっています。
- 今後も増加すると予測される複合的な課題を有している個人や世帯に対して、関係する機関や担当者が連携・協働し、効果的な支援を行う体制をさらに強固に構築していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新たに生活に困難が生じる人・世帯が見込まれるほか、生活不安やストレスを背景とする児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）被害、自殺の増加等も懸念されます。必要な人・世帯に支援が届くよう関係機関がこれまで以上に連携を深め、包括的な対応を進めていくことが求められています。
- 先にあげた福祉専門職のアンケートでは、包括的な支援体制の構築に向け、重要な課題として、職員の意識改革が、「とても重要」が52.3%、「やや重要」が42.6%、複合的な課題に対応するスキルの向上が、「とても重要」が62.6%、「やや重要」が34.6%となっています。また、アウトリーチによる潜在的なニーズの顕在化について、「とても重要」が38.2%、「やや重要」が49.7%となっています。また、コーディネート人材の配置が、「とても重要」が45.7%、「やや重要」が43.9%と高い比率となっています。

【施策の方針と今後の取り組み】

（１）重層的な支援体制の整備促進

- ◇本市では、市全域について5層のエリアを設定し、各エリアの特徴を活かした住民主体による福祉コミュニティづくりを支援する重層的な体制づくりを進めています。今後も個人、近隣、地域住民、事業者及び行政が一体となった地域生活課題の把握と解決の仕組みとして福祉コミュニティを推進します。
- ◇次の図は、地域包括支援センターの担当地域である日常生活圏域単位におけ

る属性・世代を問わない困りごとに対応する包括的支援体制についてのイメージ図です。これは、重層的支援体制整備事業の鶴岡版と言えるものです。

◇この体制では、現在、地域包括支援センターが設置されている11か所の日常生活圏域単位において、多様な相談を受け止めます。

◇既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域包括支援センターや障害者相談支援センター等の関係機関の各学区・地区担当者が連携し、地域住民の複雑化・複合化した課題への対応や、取りこぼさない支援を行います。

◇単に相談で終わることなく、孤立した人や世帯が社会とつながるように、居住支援や就労支援、居場所へのつなぎなど、地域社会への参加支援を行います。

◇支援が届いていない人に対しては、ただ窓口で待つだけでなく、実際に自宅に出向いていたり、手紙や情報提供などによる継続的なアプローチを行います。さらに、日常生活圏域ごとに関係者が協議し、民生委員・児童委員などの協力を得て、支援が十分に届いていない人に対して、継続的に関わります。

◇単独の相談支援機関では対応が難しい複雑・複合的な課題を抱えている個人や世帯に対しては、関係する機関や担当者、必要に応じて担当の民生委員・児童委員が参集し、関係者や関係機関の役割整理や支援の方向性を示すための「(仮称)地域生活支援会議」を開催します。

◇「(仮称)地域生活支援会議」では、把握した課題の解決を図るため、相談者等の希望を十分に尊重しつつ、相談支援機関等において、それぞれ実施すべき支援の基本的な方向性等に関する支援プランを作成します。

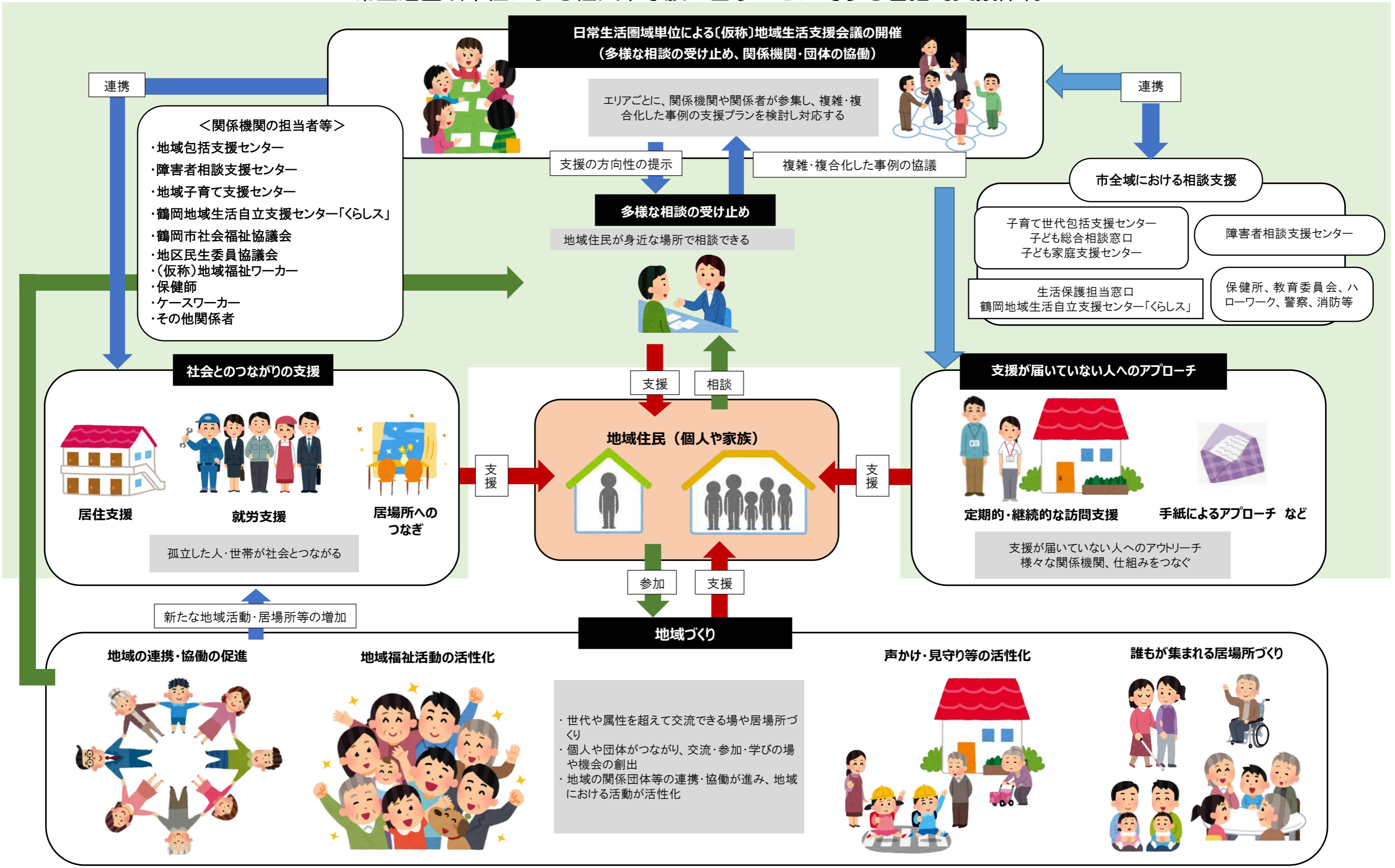
◇この支援プランを基に、チームによる役割分担を明確化し、支援を進めるとともに、その支援の効果についても「(仮称)地域生活支援会議」にて検証します。

◇個別支援に限らず、地域における誰もが集まれる居場所づくりや生活支援、見守り・支え合い等のインフォーマルサービスを有機的に結びつけます。

◇重層的支援体制整備事業の実施については、本市における同事業のあり方について検討し、計画的に推進を図ります。

日常生活圏域単位による個人や家族の困りごとに対する包括的支援体制
(別図挿入)

日常生活圏域単位による個人や家族の困りごとに対する包括的支援体制



(2) (仮称) 地域福祉ワーカーの配置による課題の早期発見・早期対応の促進

- ◇支援が届いていない人、手助けを求められない人や世帯に対しては、社会福祉協議会に配属される(仮称)地域福祉ワーカー(コミュニティソーシャルワーカー)が中心となって、定期的・継続的な訪問支援や手紙によるアプローチなどについて試み、可能な限り課題の早期発見・早期対応を図ります。
- ◇(仮称)地域福祉ワーカー(コミュニティソーシャルワーカー)は、各エリアにおいて複合的な課題を抱えた家族や生活困窮者等のニーズの把握、情報の集約、チームアプローチによる支援のコーディネートに加え、地域の特性に応じた各種の社会資源の活用、連携・協働、開発の促進を行います。
- ◇必要に応じて、担当する民生委員・児童委員、町内会・単位自治組織の役員、近隣住民の協力を得て、課題の早期発見・早期対応のための通報や連絡・協力を得るように働きかけます。

(3) 関係機関・団体、庁内の部署横断的な連携による取組の推進

- ◇市全域による相談支援について、生活保護世帯に準ずる程度に困窮している世帯、子どもや若者の貧困やひきこもり、家庭内暴力、ごみ屋敷、未婚の子どもと老親世帯の共倒れ危機、触法障害者・高齢者など生活困窮や社会的に孤立している個人や世帯の問題に対し、庁内の福祉部署のみならず、保育所や学校・教育委員会、医療機関、居住支援協議会、司法関係者、公共職業安定所、若者サポートステーションなどの関係機関が横断的に連携し、取り組む体制の整備を図ります。
- ◇日常生活圏域において、公的な関係機関や関係者だけでなく、学区・地区社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員協議会、町内会・単位自治組織、学校、NPO法人、ボランティア団体等との連携を図り、声かけや見守りの活性化、誰もが集まれる居場所づくりなどを通して、地域福祉活動の活性化を図ります。

基本方針 2. 全世代全対象型の地域包括ケアの基盤整備

【重点課題】全世代全対象型の地域包括ケアを推進するための基盤整備、人材育成・確保、財源の創出とデジタル化等の推進

- 複合的な課題を持つ個人や世帯に対して関係機関が協働して取り組むために、また本市の各地域の特性に応じた地域生活課題に効果的に対応していくためには、行政の各部署が積極的に協力し合うという共通認識と具体的な協力関係を持続的・発展的に構築していくことが求められます。
- 先にあげた福祉専門職のアンケート調査では、包括的な支援体制の構築に向けた重要な課題として、包括的な支援体制の構築に関する条例の制定が、「とても重要」が 33.5%、「やや重要」が 46.9%、行政内の縦割りの改組が、「とても重要」が 45.4%、「やや重要」が 44.3%となっています。
- また、同調査では、専門人材の確保・配置が、「とても重要」が 67.4%、「やや重要」が 29.7%、多機関・多職種 of 横断的な研修の実施が、「とても重要」が 47.7%、「やや重要」が 48.3%、財源の確保が、「とても重要」が 60.5%、「やや重要」が 33.1%と高い比率を示しています。
- 全世代全対象型の包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取り組みを進めることが重要となります。
- また、財源の確保について、重層的支援体制整備事業においては、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要があるとし、その際、既存制度からの拠出は、合理的なルールに基づき按分とすることが必要とされています。
- 政府は、デジタル庁の設立を通して行政事務や住民サービスに関するデジタル化を目指しています。このような動向を踏まえ、本市の医療、介護、保健福祉領域においても、行政事務や住民サービスのデジタル化を進め、効率化を図っていくことが求められます。その一方、高齢者や情報弱者に対する配慮も合わせて行っていくことが求められます。

○近年、ケアワーカーの身体的負荷を軽減するために移動リフトなどの機器やICT（情報通信技術）を活用した安否確認、介護ロボットの導入などに取り組んでいる高齢者施設が増加しています。本市においても、これらについての情報の収集、導入による効果の検証を進めると共に、施設間の情報の共有化を図る必要があります。

【施策の方針と今後の取り組み】

（１）地域共生社会の実現に向けた理念の明文化と推進体制の整備

◇地域共生社会の実現に向けた取組を着実に推進させるため、包括的支援体制構築の理念、目的、全庁的な支援体制、民間機関・団体との協働、更にその効果を検証する体制などを明記した条例の制定を検討します。

◇本市における保健福祉に関する重要事項を審議する市民の代表など関係者で構成された協議体として、「(仮称)鶴岡市保健福祉審議会」を設置し、包括的支援体制の構築等について、定期的に検証することなどを通して、継続性、発展性を図っていきます。

（２）企画・調整機能の強化

◇日常生活圏域単位による包括的支援体制を整備、拡充するためには、まず行政の各部署、民間の機関・団体などの共通理解を図る必要があります。また、実践現場においてチームアプローチによる効果的な支援プランの作成や実施、「(仮称)地域生活支援会議」における協議方法の検討などを行っていきます。

◇これらの課題に対応するために、「地域包括ケア推進室」における企画・調整機能を強化するとともに、社会福祉協議会や関係機関と十分に連携し、これらの体制の整備に向けた取組を推進します。

（３）支援に携わる専門的人材の育成・確保

◇専門職等による支援の質を担保するため、他の先進自治体の取組を参考とす

るなど多職種・多機関の横断的な研修の企画・実施や教材等の整備を図ります。その上で、研修の実施とその効果を検証するとともに、包括的支援に取り組む人材の育成・確保に向けた取り組みを進めていきます。

(4) 全世代全対象型の地域包括ケアの推進取組への支援

◇既存の補助金の整理統合を図り、全世代全対象型の地域包括ケアを推進するために、新たな企画を推進することができる包括的補助金の創出を検討します。

(5) 保健福祉サービスにおけるデジタル化や産業技術の活用の推進

◇本市の医療、介護、保健福祉領域において、行政事務や住民サービスのデジタル化について、個人情報収集、利活用等に係るルールを関係者と十分に協議した上で、具体的な内容や方法、その効果などについて検討します。その上で、順次導入を進めるとともに、その効果について検証を行います。また、ICTを使いこなせない方に対しては窓口の対面サービスを行うなど高齢者や情報弱者に対する配慮を行いつつ、スマートホンやタブレットの利用に関する講習会などの実施を図ります。

◇移動リフトなどの介護機器や介護ロボットの導入などに関する情報の収集、導入による効果の検証を進めるとともに、本市における施設間の情報の共有化を図るとともに、導入のための促進策について検討します。

◇介護サービスの質を確保した上での、テクノロジーの活用により介護現場の業務負担軽減を推進していくことも必要です。また、業務の効率化を進めて職員の負担軽減を図る観点から、福祉や介護の現場においてのICT（情報通信技術）の活用も重要であり、基金等を活用した支援について、国、県と連携して推進していきます。

(6) 共生型サービス等の分野横断的な支援の推進

◇地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

(平成 29 年法律第 52 号) による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスが認められました。引き続き、制度の普及を図るなど事業所への周知を図るとともに、利用ニーズの把握に努めます。

基本方針 3. 住民主体による地域の特性を活かした支え合いの推進

【重点課題】 住民主体による地域支え合い活動の推進と条件整備

- 人口減少・超高齢社会の到来を迎え、高齢者や子育て世帯、また障害を持つ方々が地域で安心して暮らせる社会を構築するためには地域住民が主体的に地域課題と向き合い解決に取り組む活動が重要です。しかし、コロナ禍の長期化によって、地域住民が話し合いを行ったり、声かけや集う機会を減少させざるえない状況が続いています。
- 本計画の策定に当たって、町内会・自治振興会長に対して行ったアンケート調査では、この1年間で関わったことのある事例として、「災害時に関する相談」が36.8%と最も多く、次いで、「高齢者の介護に関する課題」が29.4%と続き、「認知症高齢者に関する課題」が22.8%、「移動手段の確保・買い物困難の相談」が20.2%となっています。また、最近特に増えてきたと思われる課題として、「独居高齢者に関すること」が67.6%と最も高く、次いで、「地域住民の同士の支え合い・交流の希薄化に関すること」が37.2%、「移動手段の確保・買い物支援に関すること」が35.1%、「認知症高齢者に関すること」が31.4%となっています。
- また、同じく民生委員・児童委員に対して行ったアンケート調査では、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を感じますかとの問いに、「影響をうけた」が68.6%となっています。そのうち、「配慮しながら活動を続けている」が95.5%となっていますが、「民生委員等向けの定例会議」研修・セミナーなどのプログラムが中止・減少した」が86.1%、「住民の家への訪問が中止・減少した」が55.7%と、かなり影響をうけていることが示されています。
- コロナ禍において、独居高齢者、ひとり親世帯、認知症やひきこもりや不登校の人々、また生活困窮者など支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求めない・求めることができない人々が増加していることが考えられます。そのために支援を要する人々を鶴岡市社会福祉協議会が地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画 2020」で基本的な視点として掲げているように「気づきあい・つながりあい・支えあい・認めあい」の視点で地域支え合いの仕組みづくりを再構築していく必要があります。こうした活動は、日常生活圏域など身近な地域で、各地域の特性を活かし推進・拡大していくことが重要となり

ます。

- 住民主体による地域支え合い活動を推進するためには地域リーダーの存在が重要となります。現在、地域リーダーの高齢化、役割の負担増を背景に後継者不足が課題となっています。そのため、定年退職後の前期高齢者や子育て世帯、若者など多様な世代を対象に、個人や団体がつながり、交流・参加、学びの場や機会を多様に創出していくことが求められます。
- 地域福祉活動を活性化させていくために、地域住民に限らず行政や社会福祉協議会、社会福祉などの関係機関、NPO法人、ボランティア団体、各種民間事業所が連携し、これらの活動に関する情報提供、具体的な方法を助言できる体制を構築し、協働で取り組む必要があります。
- 社会福祉法人は、社会福祉法の規定に基づき、「地域における公益的な取組」の実施が法人の責務として位置づけられています。地域に根ざし、永年の福祉事業実践のノウハウ、人材、設備などを保有している専門拠点であり、それらを活かし、地域住民の一員として行政や社会福祉協議会、住民組織と協働し、生活困窮者への支援や地域社会の課題解決に向け、その力量を発揮することがますます求められています。

【施策の方針と今後の取り組み】

(1) 住民主体による地域支え合い活動の拡充

- ◇急激な人口減少や高齢化、そして長引くコロナ禍において、地域支え合い活動を再構築していくために、日常生活圏域単位に、関係機関・団体のネットワークの構築を図り、地域の特性を活かした地域支え合い活動を展開する住民を支援する機能を高めます。
- ◇本市において、近年住民座談会などにおいて、孤独死等の課題を取り上げた話し合いの結果、見守りの仕組みづくりや個別の生活課題を地域の活動につなげる取組が広がってきています。今後、日常生活圏域単位に、福祉専門職と協働しながら、地域住民が地域に潜在化している要援護者を主体的に支援する活動を積極的に推進します。

◇ひとり暮らし高齢者は、閉じこもりがちになり心身の病気の進行や身体・認知機能の低下を招くことが懸念されます。民生委員・児童委員等の訪問による安否確認を行っていますが、状況に応じて電話による声かけや必要なサービスの情報提供を行うなど、関係機関と連携しながら孤立の防止に努め、安心して自立した生活を送れるよう支援します。

◇市内 11 か所の地域包括支援センターに生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）を配置し、高齢になっても社会と関わり、住民同士で支え合いながら暮らし続けられる「地域づくり」を行っています。これまで、社会福祉法人の協力を得てデイサービス送迎車の空き時間を活用した買い物支援など、支援を必要としている人と、地域にある資源をつなぎ、新しい生活支援の創出が行われた地域があります。このような地域課題に応じた取組が、地域住民のつながりや支え合いによって広がるように活動を支援します。

（２）小地域における住民主体による支え合い活動の推進

◇「地域支え合いプラン」は、それぞれの地域の特性を活かした小地域福祉活動計画として、鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画 2020」と連動するものとし、地域住民の主体的な支え合い活動を示したものです。各地域で策定された「地域支え合いプラン」による地域住民の主体的な支え合い活動が、より普及・定着していくように、社会福祉協議会とともに必要な支援を行います。

（３）地域コミュニティの持続可能性を高める活動への支援

◇地域コミュニティにおける支援として、コミュニティ支援員等を配置して、地域コミュニティの現状把握や、地域・集落ビジョンの策定を促し、地域コミュニティの目指すべき目標を明確にしていきます。

◇人口減少や高齢化が進んだ地区・集落の場合、単独の地区・集落だけでは解決できない課題も多いことから、広域的な視点から、地域医療の確保、交通対策、買い物支援、各種生活支援サービスなどの解決を検討していきます。

(4) 担い手及び地域リーダーの発掘、育成・活動支援

- ◇地域のなかで取り組まれてきた住民の主体的な支え合い活動を一層進めるため、地域福祉リーダーの育成を図ります。
- ◇少子高齢化の進展や若い世代の参加意識の希薄さ等もあり、役員の担い手不足と固定化が進んでいます。活動の新たな担い手となる若い世代や女性、現役世代、退職者がそれぞれの経験や得意分野を活かした役割分担により、自分が必要とされている喜びや達成感を感じる仕掛けづくりを行い、活躍の場を拡大するなど、地域の活動団体が行うリーダー育成を支援していきます。
- ◇住民主体による通いの場や生活支援等の「担い手」を養成する研修の開催等により活動を行うための知識や技能習得を支援するとともに、地域住民が主体的・積極的に地域社会の活動を担おうとする意識の醸成を図ります。
- ◇近年、民生委員・児童委員の成り手不足が問題となっていることから、その役割や活動内容について市民に対し広く周知をするなど、成り手の確保のための取り組みを行います。また、関係機関等と連携し、活動に必要とする情報の共有や、適切な研修の実施により民生委員・児童委員の資質の向上に努めます。

(5) 地域課題の解決に向けた外部人材の活用

- ◇生活支援などの地域課題に対して、地域住民による地域課題解決に向けた活動を支援するため、地域おこし協力隊や地域おこし企業人交流プログラム等の制度を活用した外部人材の受け入れを検討します。

(6) 多様な主体が行う福祉活動等の推進

- ◇ボランティア活動の活性化を図るため、鶴岡市ボランティアセンターによる研修会等の開催、ボランティア同士の連携強化、人材発掘を支援し、ボランティア活動の充実を図ります。
- ◇コロナ禍におけるボランティア活動や地域福祉活動のあり方について、社会

福祉協議会とともに検討を行い、「新しい生活様式」の実践を図り、新たな活動形態などを模索するなど活動の継続性を図ります。

- ◇自らの職業を通じて培ったスキルや知識を提供したい人やプロボノ活動など、多様な主体が社会的・公共的な目的のために活躍できる場を創出するために、ボランティア活動を積極的にすすめます。また、身近な地域でボランティアをしたい人と、地域生活課題を調整し、地域内でのつながりや支え合いができるよう支援します。
- ◇地域公益活動の促進に向けた研究や市内の社会福祉法人の連携による社会貢献事業や協働体制づくりの取組を支援します。
- ◇社会福祉法人に限らず、民間企業などの多様な社会資源の参画も得ることにより、地域生活課題の解決に向け、お互いに支え合えるような活動ができるようネットワークの構築を支援します。

基本方針4. こころとからだの健康増進・介護予防活動の推進

【重点課題】住民主体による健康増進・介護予防活動の推進

- 新型コロナウイルス感染症の長期化の影響により、地域住民の一人一人が乳児期から高齢期までの各ライフステージにおいて「こころとからだ」の健康を維持し、健やかに暮らしていくことが重要です。そのために住民は「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、食生活や日常生活を見直すことが必要です。一方、行政は、地域における健康増進活動の支援体制を確立し支援していくことが求められます。
- 本市では「いきいき健康つるおか21 保健行動計画」に基づき、健康増進や生活習慣病を予防する第一次予防、また、疾病の重症化の予防、高齢者の健康維持、健やかな生活を営むための心身機能の維持・向上を目指した取り組みを推進しています。
- その結果、住民が主体的に取り組む「スーパー健康づくりサポーター喜楽喜楽」の活動が定着してきました。また、高齢者の介護予防事業への参加者は、年々増加し受け入れ体制の整備・拡充が必要となっています。身近な地域の会場で、高齢者が集まり交流・社会参加・体操などができる「通いの場」が介護予防活動の場として住民主体で継続して実施できるよう支援します。
- また、急速な増加が予測されている認知症高齢者や若年性認知症者とその家族を地域全体で支える仕組みづくりが必要です。さらに、ひきこもり・自殺予防対策に関する市民の関心は高く、これらの人々を行政、関係機関が連携して支援することが必要です。

【施策の方針と今後の取り組み】

(1) with コロナ after コロナにおける健康増進・介護予防活動の推進

- ◇年齢を重ねても、自分らしく活動的に暮らすためには、若年期の健康づくりからフレイル予防、介護予防へと切れ目のない予防が必要です。高齢者一人一人の医療・健診・介護等の情報を把握し、地域の健康課題を整理分析するなど保

健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます。

- ◇高齢者が主体となって健康寿命の延伸やQOL（生活の質）の維持向上を図ることができるよう、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、一人一人の状況に応じた、効果的かつ効率的で、きめ細かな高齢者保健事業を国民健康保険事業及び介護保険法に規定される地域支援事業と一体的に実施します。
- ◇コロナ禍により、医療受診控えや外出を控え生活が不活発になると、心身の病気の進行やフレイル（身体的フレイル、オーラルフレイル、心理的・認知的フレイル、社会的フレイル）の進行が懸念されます。感染予防対策をとり必要な外出をすること、からだを動かすこと、しっかり食べること、家族や友人と電話で話すなど人との交流を大切にすることなどを周知します。
- ◇新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染症対策を講じた上で活動ができるよう普及啓発し、身近な地域で、年齢や心身状況等で分け隔てることなく活動する「介護予防に取り組む住民主体の通いの場」を推進します。
- ◇地域資源を活かしたフレイル予防・健康づくりを推進します。また、コロナ禍で通いの場での活動が制限された場合であっても、介護予防運動に継続して取り組めるように、自宅でできる体操の紹介などフレイル予防の必要性を啓発します。

（２）認知症への理解と予防の推進

- ◇国の認知症施策推進大綱においては、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とし、取組みを推進することとしています。認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深めていくための普及啓発や相談先の周知、認知症の人本人からの発信支援、地域全体で支え合える仕組みを推進します。
- ◇認知症の発症を完全に予防することはできませんが、生活習慣に気を配ることなどで発症や進行を遅らせることが期待できます。地区組織と連携し、サロンや

老人クラブ、町内会・自治会の健康教室等で、食生活や運動習慣の見直し・脳を活性化する日常生活を送ること等について普及啓発します。

◇認知症予防や備えについての講演会、健康相談・健康教室等の健康づくりの事業を推進します。また、地域社会からの孤立や閉じこもりを予防するために地域サロン等の地域組織の育成に努めるとともに、認知症カフェや住民主体の通いの場の拡充、身近な場所での交流や身体運動等ができるよう働きかけをします。

◇認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」を拡大します。認知症サポーター養成の取組みについては、地域包括支援センターや認知症キャラバンメイト、市民ボランティア「つるおかオレンジサポートの会」と協働で推進します。また、認知症サポーター養成講座を修了した方が、復習も兼ねて学習する機会や、地域の拠点や行方不明者搜索模擬訓練などの取組みに参加する機会を整備し、支え合い活動を支援していきます。

◇かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、地域の関係者等との連携を図り、早期診断・早期対応を進めます。

(3) こころの健康づくりの拡大と自殺予防対策の推進

◇睡眠・休養は心身の健康にとっても大切です。睡眠・休養の重要性、ストレスへの対処方法について健康教室などを行います。睡眠をきちんと取れるよう、仕事・家事・育児・介護等について互いのサポートが大切であることを周知します。

◇一人で悩まず相談する人、悩んでいる人に気づき・声をかけ・見守る人が増えるようこころのサポーター研修を行うとともに、支援策・相談窓口の情報をわかりやすく発信します。また、こころの健康相談や若者ひきこもり相談など、個別の相談支援を行います。

◇自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、さまざまな要因があります。悩んでいる人がどこの窓口相談しても、自殺対策の視点を持って適切な相談窓口につなげ、関係課・関係機関が連携して相談支援を行います。

◇鶴岡市自殺予防対策ネットワーク会議・関係課等の連携を強化し、関係施策との有機的な連携を図り、総合的に地域全体での取り組みを推進します。

(4) 生活習慣病予防と健康づくり活動の啓発・推進

◇がん、高血圧、糖尿病など生活習慣病の発症予防・重症化予防・早期発見のため、がん検診・特定健康診査の受診率向上を図ります。また、市民一人一人が自らの健康のために、身体活動量を増やし、食生活改善、禁煙、受動喫煙防止などの取り組みを主体的に行えるよう支援するとともに、社会環境を整備します。

◇「保健衛生推進員会」、「食生活改善推進員会」、「スーパー健康づくりサポーター喜楽喜楽」などの地域や健康なまちづくり推進協議会などの関係団体、ピンクリボンなどのがん撲滅の市民運動等と連携・協働し、コミュニティヘルスのある地域づくりを目指します。

◇妊娠期・乳幼児期、学齢期、青年期・壮年期、高齢期の各ライフステージの歯科保健の課題に対応して、むし歯・歯周疾患の予防や食育に関する健康教育、かかりつけ歯科医への定期受診や8020運動などの啓発、健診事業を行います。関係機関と連携して歯科保健の取組を推進し、生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の維持・向上を図ります。

基本方針5. 子どもと若者の成長と参加を応援するまちづくり

【重点課題】子どもと若者の健やかな成長と参加を応援する施策の推進

- 少子高齢化が急激なスピードで進んでおり、人口減少は深刻な問題となっています。少子化を食い止め、次代を担う子どもが健やかに成長し、地元定着することは、地域社会にとって、重要な意味を持つものです。地域全体で子どもや若者、子育て家庭を支援し、次代の人材を育成する体制を整える必要があります。
- 社会には様々な人たちが暮らしていることを知り、互いに理解する心をはぐくむことが大切です。また、幼年期から青少年期までのそれぞれの段階で自他の生命を尊重し、一人一人が幸せに生きぬくための社会性や自立心、規範意識や思いやりなど豊かな人間性をはぐくむとともに、福祉への理解を深めていくことが大切です。
- 社会環境の変化等による地域コミュニティの脆弱化や核家族化の進行に伴い、子どもや子育てを取り巻く環境や意識も変化してきています。育児経験の不足などから育児不安を抱えているにもかかわらず、頼れる人がいない保護者もあり、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子育てが楽しいと感じられる環境づくり、支援体制の整備が必要です。
- すべての子育て家庭を支援し、すべての子どもの健やかな成長を支えるため、サービスの利用や支援を必要とする子どもやその家庭が適切な支援等を受けられるよう、サービスの種類や内容の充実とともに、情報発信の充実・強化を図る必要があります。
- 発達に課題を抱える子どもやひとり親家庭、経済的困難を抱える家庭など、支援が必要な家庭に対しては、きめ細やかな相談体制や情報提供の充実を含め、関係機関の連携による総合的な支援体制の構築が課題となっています。
- 2019年国民生活基礎調査によると、中間的な所得の半分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合「子どもの貧困率」は、2018年時点で13.5%で約7人に1人が貧困状態にあることが公表され、貧困の連鎖を防ぐことが大きな社会的な課題となっています。

- 令和2（2020）年3月末現在で経済的理由によって、就学困難と認められる本市の要保護者は59人、準要保護者は672人で要保護及び準要保護児童生徒数を小中学校児童生徒数で除して算出した就学援助率は8.0%となっております。「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）において、「各市町村における就学援助の活用・充実を図る。」こととされており、義務教育の円滑な実施につながっています。
- 学校への不適応、不登校などに関する相談件数も増えていきます。不登校やひきこもりの長期化によって、社会へ適応する機会を逸してしまい、若年無業者となり、問題が深刻化してしまう例も少なからずあることが指摘されています。この問題に対応するためには、単一の機関だけでは困難であり、様々な機関や団体がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かし発達段階に応じた支援を効果的に行っていくことが求められています。
- このような子育てや若者に関する問題が長期化、深刻化する前の早期に相談ができるよう、保護者への情報提供を行うとともに、関係する機関や団体が連携を強め、相談支援体制を一層強化していく必要があります。
- 人口減少が進む中、多様化する地域課題や住民ニーズへの対応が求められています。これまで同様、多様な分野で活躍する若者などの交流と連携を推進し、積極的に地域活動に参加する環境を整えていくことが必要です。
- 高校生や大学生など若者が、県外に就職を求めて流出する傾向に少しでも歯止めをかけ、UターンやIターン促進による若者の地元定着や定住促進を進めていくことが、人口減少や少子化を防ぐためにも重要となります。市と公共職業安定所、商工会議所などが連携し、若者の地元就職への相談など支援体制の強化、雇用促進を図る必要があります。

【施策の方針と今後の取り組み】

（1）生涯にわたり福祉の心をはぐくむ機会づくり

- ◇次世代を担う子ども・若者の地域への愛着心、人との関わりを大切にしてお互いに助け合える意識を醸成するための福祉教育の推進について、必要な支援を行います。

◇小中学校の総合的な学習を中心に、福祉について学ぶ機会を設け、関係機関と連携した福祉教育の実践を推進します。

(2) 子ども・子育てや若者に関する相談・支援の拡充

◇すべての子どもの権利を守り、その健やかな成長を支えるため、また、保護者の多様な働き方、子育てに対する不安感・負担感を軽減し、多様な保育ニーズに対応するため、教育・保育の提供体制や環境を整えるとともに、延長保育事業や病児保育事業、一時預かり事業など保育サービスの充実を図ります。また、これらのサービスが必要な際にスムーズに利用できるよう丁寧な情報提供を行います。

◇学童期の子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、地域住民等の協力を得ながら地域の実情に合った居場所づくりを進めるとともに、その質の向上に努めます。

◇ニートやひきこもりなど社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者に対する支援について、教育、福祉、保健、医療、更生保護、雇用、相談機関・団体等が連携し、効果的かつ円滑に実施する支援機能を強化する方策を検討します。そして、関係する公的機関や民間団体との連携による相談支援体制の強化を図ります。

◇「楽しい学校生活を送るためのアンケート」を全小中学校で実施し、いじめ・不登校や不適応の未然防止、早期発見に努めます。また、支援を必要とする児童生徒や家庭に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、個別に相談・支援していきます。

◇不登校や子どもの貧困、ひきこもりなど困難を有する子供・若者に対しては、単に相談を待つだけでなく、アウトリーチ（訪問支援）によって問題の顕在化を図ることや心理・精神面でのケア、長期的な関わり、就労への結びつけなど専門的な対応が求められます。そのために、スクールソーシャルワーカーや精神保健福祉士、臨床発達心理士など専門性を有する相談支援担当職員の配置を検討するとともに、ユースアドバイザー養成プログラムなどの研修等の実施により人材の養成及び資質の向上に努めます。

◇子どもの貧困の長期的な対応として、貧困の連鎖を食い止める取組が必要であり、低所得やひとり親などの子どもに対する学習支援と進学・就職に当たっての制度活用等の情報提供や相談支援を行う体制強化を図ります。

◇安心・安全な妊娠・出産、子どもの健やかな成長、子育てや子どもの発育・発達に対する不安を軽減できるよう、子育て世代包括支援センターの機能を強化し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援に取り組みます。

◇障害のある子どもへの支援については、「市立あおば学園」の体制を強化し、医療的ケアを要する障害児やその家族の支援など障害児支援の中核機関としての機能拡充を図ります。

(3) 発達障害児・者への相談・支援機能の拡充

◇発達障害者等への支援については、抵抗感が少なく、身近でわかりやすい相談窓口を設置し、誰もが支援を受けやすい環境づくりを進めます。

◇発達障害のある人やその家族の支援については、子ども家庭支援センター、障害者相談支援センター、保健福祉教育関係機関などの各機関が担っています。入園、入学、就職など乳幼児期から成人期までのライフステージの変化に応じた体系的な支援を行う機能を強化します。また、その支援がライフステージを通して途切れることのないように取り組みます。さらに、相談支援担当職員の専門性や資質の向上を図るとともに、医療機関や教育機関、療育センター、児童相談所、公共職業安定所などの関係機関、民間団体、関係部局が連携する体制を強化します。

◇教員や保育者のほか、地域住民や各種の事業者に対する発達障害に関する研修会の開催など、地域社会が発達障害について正しい理解を深める取組を行います。

(4) 子ども・若者のまちづくりへの参加と地元定着の促進

◇子どもたちに、豊かな自然環境や伝統文化にふれる活動、ボランティア活動などへの参加を促し、地域への愛着を育みます。また、将来を担う若者の積極的

な地域活動や、若者同士又は地域住民とのネットワーク構築を支援し、まちづくりへの参加を促します。

◇小学校・中学校におけるキャリア教育を推進し、自己の生き方を学ぶ機会や地域への愛着を醸成する学習に取り組みます。

◇小・中学生の早い段階から、地域内の交流や職業体験など、地元企業を知る機会を提供し、職業観や就業意識の醸成に向けた取組を進めます。

◇独身の若者を中心とした出会いや交流の場づくりを地域組織や民間の各種団体との連携を強化し、充実させるとともに、広域行政連携事業などの積極的な活用を図ります。

基本方針 6. 地域で安心して暮らし続けるための支援体制の整備

【重点課題】 地域で安心して暮らし続けることができるための権利擁護サービス等の拡充

- 高齢化の進展とともに、独居の認知症高齢者が増加するとともに、知的障害者、精神障害者本人やその親族が高齢化することによって、意思判断能力が不十分な人々の財産・金銭管理、生活支援ニーズがさらに増加することが予測されます。また、家族や地域での相互扶助能力の脆弱化も予想されます。日常生活支援事業の支援員や後見人の人材確保策を図るとともに、任意後見に関する啓発、法人後見の拡充、障害者の居住サポート事業、公的保証人制度の整備など意思判断能力が不十分な方の権利擁護を図る更なる体制の整備等が必要とされます。
- 近年、社会福祉施設等において虐待事件が発生しています。また、無届け介護ハウスやサービス付き高齢者向け住宅が急激に増加している傾向にあり、そのサービスの質が不透明であると指摘されています。また、高齢者や障害者への詐欺などの犯罪も減少する傾向にありません。
- 行政や各種の民間事業者などの従事者に対して、意思判断能力が不十分な方の人権尊重、権利擁護について、研修の実施や指針の作成や普及による徹底が必要とされています。また、地域住民には、虐待や権利が侵害された場合の通報や連絡の普及・啓発、また、行政による立ち入り調査の実施など、サービスの質の向上と権利擁護を図る体制づくりが必要とされます。
- 平成 28 年 4 月からの障害者差別解消法の施行に伴い、行政や関係機関、各種の民間事業者などの従事者に対して、研修の実施や指針の作成や普及などを通して障害者に対する差別解消の徹底を図る必要があります。法律では、不当な差別取り扱いを禁止する共に、「合理的配慮」の提供を規定しています。公的機関は合理的配慮の提供が義務となり、民間にも合理的配慮の提供が奨励されます。行政や関係機関、各種の民間事業者などの従事者に対して、障害者への差別解消に対する、研修の実施や指針の作成や普及などに取り組む必要があります。
- 近年、子育て世代包括支援センター、地域子育て支援センター等において、育児に関する相談が増加しており、特に、子どもへの虐待に関する相談件数は増

加の一途を辿っています。虐待は、その影響が長く続く深刻な社会問題であることから、妊娠期から切れ目のない支援により、未然に防ぐとともに、早期発見・早期支援につなげることが重要です。

○「鶴岡市男女共同参画に関する市民意識調査」（令和元年度）では、LGBT等性的少数者であることに対し、家族など身近な人ほど「受け入れられるか判断できない」とする割合が高くなっています。

○住まいは生活の拠点です。そして、その住まいに医療・介護・生活支援等のサービスを包括的に提供する体制を地域ごとに構築することが生活を支えるために不可欠であります。生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化が求められます。

【施策の方針と今後の取り組み】

（１）身寄りのない住民、家族支援が期待できない住民を支援する事業の開発支援

◇身寄りのない住民、家族支援が期待できない住民の入院や入所、死後対応などの総合的な日常生活支援のサービス創出を支援します。

◇認知症、知的障害、精神障害等により判断能力に不安のある方が成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用し、地域で安心して生活できるよう、権利擁護支援における地域連携ネットワークの構築と中核となる機関を設置し、制度に関する普及啓発や相談窓口の整備と利用支援、後見活動支援等に関する取り組みを実施します。

◇制度の利用が必要であるにもかかわらず、自身や親族が手続きを行うことが困難な方や経済的問題により利用が困難な方への支援等を実施し、制度を適切に利用しやすい仕組みづくりを推進します。

（２）障害者差別解消への啓発と取組

◇令和2年4月に施行された「鶴岡市障害を理由とする差別の解消の推進に関

する条例」に基づき、差別解消の推進を図る施策を展開します。また、行政や関係機関、各種の民間事業者などの従事者に対して、障害者への差別解消に対する研修等の実施や広報・啓発等を実施するとともに、不当な差別的取り扱いをなくすことや「合理的配慮」の提供に取り組みます。

◇市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深め、共に生き支え合うまちとなるよう、広報や啓発等に取り組みます。また、広く市民にも障害者差別解消法及び本市条例の意義を理解してもらい、障害者だけでなく地域における差別解消の取り組みを広げるための研修・講演会等を実施します。

◇公共施設等の利用における物理的なバリアフリーをはじめ、障害のある人の社会参加・社会参画の際の制度のバリアフリー、必要な情報を入手できる情報のバリアフリー、障害のある人等への理解・意識醸成等の心のバリアフリーを進めます。

(3) 虐待や家庭内暴力等の予防と啓発の推進

◇児童虐待防止対策として、要保護児童対策地域協議会等の地域ネットワークを活用した未然防止及び再発防止対策を強化するとともに、子ども家庭総合支援拠点設置による支援体制の充実及び専門性の強化を図ります。また、相談記録をデータベース化し支援の継続性の確保や迅速化に取り組みます。

◇高齢者に対する虐待の防止や早期発見のため、市民に対する啓発や相談窓口の周知に努めるとともに、相談や通報後の支援においては地域包括支援センター等の関係機関との連携を図り、早期対応を行います。また、「鶴岡市高齢者障害者虐待防止等連絡協議会」を通じて高齢者等の虐待防止に係る関係機関相互の支援ネットワークの強化を図ります。

◇障害者虐待防止の研修会等を開催し、虐待防止の理解を深め、予防に取り組むとともに、虐待行為に対しては厳正に対処するなど、養護者虐待や施設従事者等の虐待防止に取り組みます。

◇関係部局が連携し、支援を必要とする家庭に相談・支援を行い、虐待の未然防止に努めます。

(4) LGBTなど性的少数者への理解と啓発の推進

◇一人一人の違いを認め、誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現のため、多様な性的指向・性自認への理解やより適切な対応を促すことを目的に、情報提供や研修の実施など普及啓発に取り組みます。

(5) 居住に課題を抱える住民への横断的な支援

◇生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組に関し、居住支援協議会、市営住宅や生活困窮者を担当する部署、社会福祉協議会等の関係機関が協力し一体的に行います。

◇従来からの住宅困窮者向け施策の中核である市営住宅事業を引き続き実施し、入居要件に適合しない方に対しても、居住支援協議会等各種相談窓口へ適切に誘導する等住宅セーフティーネットの構築を図ります。

◇居住支援協議会総会を通じて、宅建協会等業界団体と連携してセーフティーネット住宅の紹介を引き続き実施し、国が主導する新たな住宅セーフティーネット制度を通じて住宅確保要配慮者向け民間賃貸住宅の拡充を図ります。

基本方針 7. 地域資源を活かした地域の活性化を図る施策の展開

【重点課題】 地域の活性化に結び付けた施策の展開

- わが国の経済は、一部に持ち直しの動きがあるものの足踏み状態にあり、特に地方経済は厳しい状況にあります。本市においても、「第2期鶴岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定していますが、人口減少がまち・生活に与える影響、女性・若者の流出などが重要な課題となっています。
- 高校・大学卒業後の地元定着(回帰)を図るうえで、やりがいを感じることできる魅力的なしごと・雇用機会を十分に創出し、誰もが安心して働けるようにすることが重要です。
- 今後、高齢者の増加などを見込んだユニバーサルデザインなどの考えによる商品の開発やバリアフリー化、さまざまな地域資源を活かした施策の展開が求められます。また、新たな事業体として、児童、障害者、高齢者などへのサービスを、地域課題の解決のほか、地域コミュニティの再生、満足感や社会参画の場としての機能、新たな雇用の創出などの効果も期待されるコミュニティビジネスとして取り組む検討の必要性が高まっています。
- また、本市には慶應義塾大学先端生命科学研究所、山形大学農学部、鶴岡工業高等専門学校、東北公益文科大学大学院など多くの高等教育・研究機関が集積しており、これらの研究成果をふまえた、既存産業の活性化や新たなベンチャービジネスの創出などによる地域の活性化が期待されています。

【施策の方針と今後の取り組み】

(1) 雇用対策と本人の状況に応じた就労支援の推進

- ◇離職を余儀なくされた非正規労働者・中高年齢者などの雇用機会や地域の実情及び創意工夫に基づいた雇用機会を創出します。
- ◇未就職の高卒新卒者などに対し、地元企業、社会福祉法人、介護事業者などにおけるインターンシップやトライアル雇用、職業・社会体験を積む短期雇用な

どの就職支援を行います。

- ◇安定した雇用環境を整備するため、公共職業安定所等の関係機関と連携し、非正規雇用から正社員への転換の促進、産業技術・経済社会の変化と地域企業のニーズに対応した人材の育成、中高年齢者の雇用機会の確保など、支援事業を行います。
- ◇高校生や県外在住の新規学卒者、就職で地元を離れた出身者などの地元就職・地元定着を促進するため、公共職業安定所等の関係機関と連携し事業を行うとともに、ホームページやオンラインなどを活用し地元企業の情報発信などを行います。
- ◇働く意欲のある高齢者は多いため、高齢者の長年に渡り培った知識や技能、経験を活かした希望に合う就業の場の確保に努め、就業を通じた社会参加を支援します。
- ◇生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、活躍の場を確保するため、それぞれの相談支援機関が連携し、本人の状況に応じた適切な支援を行うとともに、まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等との連携を通じ、多くの事業者が活躍の場を提供するよう働きかけを強化します。
- ◇障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参加を促す取組を支援するとともに、産業の垣根を越えて労働力を融通する仕組みの構築を図ります。
- ◇就労支援として、本人の状況に応じ就労準備支援事業や認定就労訓練事業などを活用した雇用対策を推進します。

(2) 高等教育・研究機関の研究成果を活用した産業振興の促進

- ◇慶應義塾大学先端生命科学研究所、山形大学農学部、鶴岡工業高等専門学校、東北公益文科大学大学院などにおける研究成果をもとに、食品、健康、医療など幅広い分野に関するプロジェクトの推進や、関連するベンチャービジネスの創出と成長支援により、産業の振興、雇用の拡大を図ります。

基本方針 8. 災害・犯罪に強い安心して住めるまちづくり

【重点課題】地域の災害リスクに応じた地域防災力の向上と防犯活動の推進

- 近年、気候変動等の影響により、既存の想定を上回る自然災害が多く発生しています。大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐには、行政の対応「公助」だけでは限界があることから、自分の身は自分で守る「自助」とともに、地域コミュニティでの相互の助け合い「共助」の取組が重要です。地域コミュニティにおける「共助」の推進のため、「地区防災計画」の策定を推進します。
- 地域住民が安全、安心に暮らすためには、助け合い、支え合う地域コミュニティづくりが重要となります。そのため、住民主体による防災への取り組みを支援し、市民と行政の連携を図りながら、若者や女性など住民活動の多様な担い手やリーダーを確保、育成し、自主防災組織の強化に取り組みます。
- 災害時に特別な支援が必要となる高齢者などの避難所を確保するため、社会福祉法人等と「災害時における福祉避難所の指定及び受入れに関する協定」を締結し、福祉避難所として指定しています。また、災害時に自力での避難が難しい高齢者や障害者らの避難行動要支援者は迅速に自ら避難することが困難です。そのため、事前に一人一人の避難方法を決めておく避難行動要支援者支援計画個別計画の作成を推進し、情報の伝達方法や避難誘導などを当事者と支援者が共有できるよう支援することが必要です。
さらに、災害発生時の避難生活に関しては、要支援者の避難生活の居住性を高めるため、知人・親戚宅や旅館・ホテル業への分散避難を進めます。
- 防犯については、振り込め詐欺、消費者被害など高齢者を対象とした犯罪が多く見られます。そのため、年金支給日にあわせた振り込め詐欺防止の啓発活動などを実施し、高齢者自身の意識啓発が重要です。また、住民の主体的な見守り活動や家の電話を留守番電話に設定することによって未然に防ぐこともできます。一方、高齢者は、子どもの見守り活動・パトロールなどを推進し、防犯や少年非行防止に寄与する重要な役割があります。

【施策の方針と今後の取り組み】

（１）地域の災害リスクに応じた地域防災力の向上

- ◇自主防災組織の災害対応力を高めるため、自主防災組織指導者講習会やブラッシュアップ講習会、防災講演会などの研修を実施し、地域防災の要となるべきリーダーの育成に努めます。また、防災の知識を有し、自主防災組織に対する助言や指導を行うことができる方を、「地域防災アドバイザー」として各地域の防災研修会や防災訓練に派遣する「防災サポート出前講座」の活用を進め、自主防災組織の強化に取り組みます。
- ◇地区防災計画の策定については、地域の自然特性を把握し、過去の災害事例を踏まえ、想定される災害について検討を行い、「災害時に、誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」等の実践的な計画の作成を行います。さらに、計画に基づいた防災訓練を実施し、地域に住む一人一人の防災意識を高め、地域全体で防災に取り組むことにより、地域防災力の向上を目指します。
- ◇地区住民と各関係機関が土砂災害危険区域の現地調査を毎年実施することで、地元住民の災害に対する理解の醸成と意識啓発を図るとともに関係機関における情報共有を進めることで、災害による被害の未然防止や軽減を図ります。
- ◇災害ボランティアセンターを設置する際に円滑に進められるよう、災害ボランティアセンター連絡会等によりネットワークを構築し、関係機関との連携を図ります。

（２）住民組織と関係機関の協働による避難行動要支援者支援計画個別計画等の作成の推進

- ◇災害時に必要な正確な情報を迅速に把握し、自ら避難所に向かうことのできずに支援を必要とする人々は高齢者、障害がある方、居住歴の浅い人など多様です。そのため行政は、避難行動要支援者の安全確保を図るため、地域住民や関係機関と連携し、避難行動要支援者支援計画個別計画の作成を推進する必要があります。個別計画では、地域の特性を活かした避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導等の具体的な事項を定め、支援者によるスムーズな避難活動を目指します。

- ◇避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者支援システムで管理し、鶴岡市避難行動要支援者支援計画に基づき情報の把握を行います。また、災害発災又は災害が発生する恐れがある場合には、避難行動要支援者の避難確保が図れるよう避難支援関係者に対し名簿情報の提供を行います。
- ◇災害によって被害を受けた被災者一人一人に寄り添い、生活全体における状況を把握し、それぞれの課題に応じた情報提供や人的支援など個別の支援を組み合わせて計画を実施する「災害ケースマネジメント」体制の構築について取組を進めます。
- ◇災害発生時における避難生活に関しては、新型コロナウイルス感染症に対応した3密回避や、要支援者等の避難生活での健康・衛生管理に配慮し、知人親戚宅への事前避難や旅館・ホテル業等との協定による分散避難を進めます。

(3) 住民組織と関係機関の協働による防犯活動の強化

- ◇鶴岡市防犯協会では「非行と犯罪のない明るいまちづくり」に向け、市民、事業者及び関係機関・団体と連携し地域に根差した活動を行いながら、犯罪の未然防止に努めます。
特に高齢者を狙った特殊詐欺による被害が相次いでおり、高齢者や子どもが犯罪に巻き込まれないよう警察等との連携強化を図りながら、犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進します。
- ◇学校安全指導員（スクールガードリーダー）や市内全小学校に組織してされている見守り隊の皆様からご協力をいただき、児童生徒の安全な登下校に努めます。

(4) 犯罪を犯した者等への社会復帰支援の推進

- ◇保護司や地域の関係団体と連携して“社会を明るくする運動”を実施し、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の更生支援について啓発活動に取り組みます。
- ◇刑務所などの矯正施設を出所する者等に対し、山形県地域生活定着支援セン

ターや地域の福祉団体、保護司等と連携して、必要な保健医療、福祉サービス、住居、就労、生活困窮への支援等を適切に提供し、社会復帰を支援します。

基本方針 9. 地域全体で心の通い合う地域医療の実現

【重点課題】 地域医療を取り巻く環境の変化への対応力の向上

- 令和 7（2025）年に 4 人に 1 人が 75 歳以上の後期高齢者となる時代が到来しようとしています。医療現場では医師や看護師が不足しており、医療資源の偏在等の地域医療の課題に直面しています。
- 看護師の養成、薬剤師、技師などの医療従事者の確保、地域における医療提供体制の充実が課題となっています。
- 看護職員については、平成 28(2016)年策定の山形県地域医療構想においても、着実に増加しているものの医療現場等における不足が深刻であるとされています。
- 地域の基幹病院である庄内病院が他の関係機関との連携を図りながら急性期病院としての使命を果たします。また、市民とともに地域の基幹病院の役割等について考え、市民の地域医療への理解が図られることが急務であります。
- 現在の病床（2015（平成 27）年度病床機能報告）と 2025 年の推計による必要病床数を比較すると、高度急性期・急性期病床が過剰であり、反面、回復期病床が不足の状況となっています。
- 地域にある限られた医療・介護資源を有効に活用するため、地域内で完結できるもの、地域を超えて広域に完結すべきものを明確にし、各医療機関の医療機能の明確化や役割分担等、病床機能の分化・連携を進めていく必要があります。また、庄内二次保健医療圏で広域連携することが求められています。
- 24 時間 365 日に対応した訪問診療や訪問看護等の切れ目のない在宅医療提供体制や、高齢者等が安心して療養生活を送るための介護サービスは、必ずしも十分ではなく、提供体制の充実が課題となっています。また、訪問看護や看取りなどを含めた在宅医療に対する市民の理解は、必ずしも進んでいない状況です。
- 高齢化に伴い、入院により ADL が低下し、自立した生活や在宅療養が困難に

なる方が増えています。また、独居で、頼れる親族が近くにいない方、病気以外の課題を抱えている方なども増えています。退院後の介護サービスや障害福祉サービスの利用等、医療、介護、福祉の連携が重要となります。

- 精神障害のある方は、様々な理由で他者から見て有益な意思決定ではないことが生じやすいため、医師や保健師とともに、相談支援専門員など多様な人間関係が存在し、一つの関係性が断絶してもほかの関係性が存在することでつながり続けることが重要となります。
- 低賃金や夜勤、重労働などの労働環境のため、介護職員の離職率が高いことが課題となっている一方で、痰の吸引など医療依存度の高い方に対応できる専門性の高い介護従事者の確保、育成が求められています。
- 緩和ケアや在宅医療の提供体制の充実、医療、介護、福祉従事者の資質やサービスの質の向上が必要となります。
- 医療的ケアを要する障害児の家族が、急病等により自宅で看護できない場合などに緊急的に預けられる場所が不足しています。
- 医療機関から退院する方に対して、病院や診療所と保健・社会福祉関係機関が連携し、在宅で安心して生活ができるような適切な退院後の生活に関する計画策定の推進や、在宅での療養生活を支え病院・診療所間の連携とともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスなどが連携する体制を整備していく必要があります。

【施策の方針と今後の取り組み】

（１）地域医療の市民への理解と普及

- ◇市民が地域医療の現状を知り、関心を持ってもらうとともに、地域医療について「ともに考え」、「ともに作り上げ」、地域全体で心の通い合う地域医療を実現するため、対話型の「鶴岡市地域医療を考える市民委員会」を令和元年(2019年)に設置しました。この委員会で、地域医療を守るために市民ができることを掲げる「市民アクションプラン」の策定や市民委員が核となり地域医療の理解と普及に取り組む「市民勉強会」を開催し、地域医療の市民への理解と普及を

図ります。

◇市民レベルにおいても、地域医療について議論できる場として、「鶴岡の医療を守る市民研究会」や「荘内病院の明日を考える会」が立ち上がっています。これらの会と連携を図りながら、地域医療についての関心をさらに高めていきます。

◇南庄内の医療体制について、地域医療に関するさまざまな意見や取組を参考にするとともに、山形県の地域医療構想の考え方も踏まえ、地域の基幹病院である荘内病院と連携して検討していきます。

(2) 医療・介護・福祉連携の推進による地域包括ケアの拡充

◇地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療と在宅介護が切れ目なく一体的に提供される体制の構築に向けて、必要な具体的取り組みを企画・立案を支援していきます。また、鶴岡地区医師会の医師を中心とした「南庄内在宅医療を考える会」でも検討している①主治医・副主治医制の導入による体制の構築、②在宅療養中の患者・利用者についての急変時診療医療機関の確保、③訪問診療・往診を提供する医療機関と訪問看護ステーションとの連携体制の構築について、ともに考えていきます。

◇入院時から在宅療養までのスムーズな移行ができるよう、県が北庄内と南庄内の相互連携のために作成した入退院支援調整ルール of 普及に努めます。

◇疾病管理のための地域連携パスや地域電子カルテ「Net4U」、ちょうかいネット等のICTを活用した情報共有ツールの利活用を促進し、患者にかかわる多職種チームで病院から在宅療養まで切れ目のない医療・介護連携体制の構築を推進します。

◇入院患者の在宅復帰に向け、入院前の生活環境や介護サービス利用状況等の情報共有を行います。

◇障害のある方が有益な意思決定ができるよう、意思の形成や表明、意思の具体化といった意思決定支援における障害者ケアマネジメントプロセスにおいて、一機関に委ねるのではなく、医療・介護・福祉などの連携や協働によってネッ

トワーク化を図ります。

(3) 看護師などの医療従事者や介護人材の確保と養成

- ◇地域における医療提供体制の充実を図るため、看護師養成機関である荘内看護専門学校の改築整備を進めます。
- ◇看護師、薬剤師、医療専門職などを目指す学生の積極的な実習などの受入れや、大学、専門学校などへの病院情報の提供に努めるなど医療従事者の確保に取り組めます。
- ◇看護師、介護従事者等を志望する人の増加を図るとともに、地元への定着を促進していきます。
- ◇山形県看護職員需給推計の看護師不足の解消に向けた、看護職員確保対策「山形方式・看護職員等生涯サポートプログラム」の充実強化を図る取組と県内二次保健医療圏ごとや福祉分野の需要に対応した看護師確保の取組の強化を県に対し要望していきます。
- ◇今後の高齢化の進展に伴い、介護現場の人手不足が、更に深刻化することが予測されます。介護人材の確保のための施策を図るとともに、その処遇の改善、知識や技術の修得など養成のための施策を検討し、介護人材の確保と資質の向上を図ります。

(4) 在宅医療の推進

- ◇鶴岡地区医師会の地域医療連携室ほたる、荘内病院の地域医療連携室の連携拠点を中心に、在宅医療に取り組む医師や在宅療養支援診療所等の拡充を図るとともに、行政、医療、介護、福祉関係者間の連携を強化していきます。
- ◇庄内プロジェクト（緩和ケア普及のための地域プロジェクト）において、これまで多職種連携の様々な取組みを実践してきました。新たに生じた地域課題の解決に向けて、在宅医療・介護関係者による協議の場を設置することを進めていきます。

- ◇多職種チームアプローチによる口腔ケア（咀嚼・嚥下機能等の回復、誤嚥性肺炎等の予防を含む）と食の支援を行う活動を支援し、在宅療養患者のQOL（生活の質）の維持向上を図ります。
- ◇市民や患家を対象とした在宅医療に関するセミナーを開催することにより、在宅医療や看取りに対する市民周知を図っていきます。
- ◇人生の最終段階の医療やケアについて、自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと繰り返し話し合い、共有すること（ACP）が重要であることを普及啓発します。
- ◇安心して住み続けられる中山間地を目指し、情報通信機器を活用したオンライン診療の支援を検討します。
- ◇緩和ケアの充実や啓発のため市民向けの講座や講演会、医療福祉関係者向けの研修会を開催し、患者・家族の生活の質の向上、医療、介護、福祉従事者のスキルアップを図ります。
- ◇医療機関や施設において、医療的ケアを要する障害児のレスパイト入院や短期入所等ができるよう推進します。
- ◇医療関係者やケアマネジャーなどの福祉関係者を含めた退院前カンファレンスを行いながら、在宅医療、介護、福祉との連携を強化し、よりスムーズに在宅復帰できるよう、退院支援の推進を図ります。

（５）在宅での看取りに関する啓発と体制づくり

- ◇現在、対応が困難な事例や医療・保健・社会福祉の各専門職の連携が必要な課題に対して、高齢者領域では、地域包括支援センターが中心となり、多職種による専門的視点を交えて個別ケースの課題の解決等を図る「地域ケア個別会議」などが行われています。住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしをおくることができるよう医療・保健・福祉関係者が一体となって、患者・家族を支援するチームアプローチの拡充を図ります。
- ◇医療機関や介護福祉施設等の関係者に対するターミナルケアの知識やスキル

の向上を目的とする研修会を開催するなど、医療機関や介護、福祉施設等による看取り体制を充実させていきます。